

福彩支援ニュース 第11号

2016.7



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

東電代理人の理不尽な要求を、 原告弁護団と裁判所が一蹴。 意見陳述で被告を厳しく批判



次回期日は 8/10(水)!

15時開廷

★傍聴希望の方は、14:20までに
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第11回期日(2016/6/22)報告

福彩支援事務局

6月22日の第11回期日には36名の方が傍聴に訪れ、裁判の進行を注視しました。冒頭、原告側代理人弁護士が意見陳述をしようとしたところ、東京電力代理人が、「書面が届くのが遅かったので、意見陳述が準備書面の範囲にとどまるのか確認できないから陳述は認められない」という主張をしてきました。

東電代理人がこのような言い方で意見陳述をさまざまげようとするのは2回目です。前回、裁判長から「口頭主義ですから」とたしなめられたにもかかわらず、再びの主張でした。弁護団は強く抗議。これまで目立った動きを見せなかった裁判長も「わたしが見る限り、特に問題はない。もし意見陳述が準備書面の範囲を越える場合があれば、その都度申し立てればよいこと」

と筋を通した発言をし、裁判所は合議の上、当然ながら今回も原告弁護団の意見陳述を認めました。

傍聴人が見守る中、「全電源喪失への対応については、法規制がなかったから、規制できなかった」などとする国の主張への追及。さらに東京電力の「低線量被ばくについて影響がない」、との主張に対し、厳しく追及する意見陳述がされました。

その後行われた報告集会でも、東電のあきれた態度への批判とともに、「東電がそこまで傍聴人に意見陳述を聞かれないというなら、なおさら傍聴のし甲斐もあり、満席の傍聴をこれからも集めよう」との意見もありました。そして、「低線量被ばく20ミリシーベルト以下だから大丈夫だ」というような主張を許さない弁護団の強い決意が示されました。

どうぞ次回の期日にも皆様おいでいただき、原告・

弁護団を応援してください。次回期日は8月10日(水) 15時開廷です。皆様の引き続きのご支援をどうぞよろしく願いいたします。

次回以降の期日も決まりました。
10月5日(水)午後3時 です。

原告の被った被害と苦しみ、そして強い思いを真っ正面から受け止め、適正かつ迅速な審理をおこない、公正で正義にかなった判決を下すことを強く求めます。「福島原発さいたま訴訟の公正な判決を求める署名」を集めています！ ぜひご協力ください。

<http://fukusaishien.com/archives/549>



1次集約9月末日です。

第11回期日 原告側弁護士意見陳述書(全文)

平成26年(ワ)第501号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 20世帯68名

被告 東京電力株式会社, 国

代理人意見陳述

平成28年6月22日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中山 福 二

同 弁護士 吉 廣 慶 子

外

〈編集者注〉紙幅の都合で、この意見陳述書が前提としている準備書面は割愛せざるを得ませんでした。ご諒承ください。

第1 第27準備書面について

1 本書面は、被告国が原告の主張に反論した内容について、再反論をおこなうものです。ここでは、その概要を述べます。

2 第1に、被告国は、本件で被告らが予見すべきであった事象は、「本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来すること」であると主張しています。まず、これに対する原告の見解とその理由を述べます。

本件で、被告らが予見すべきであった事象は、「本件事故の原因となった全交流電源喪失に至る程度の地震及びこれに随伴する津波」、津波についてより具体的にいえば「主要建屋エリアの立地高さである O.P. (=小名浜湾平均海面) + 10メートルを超える程度の津波」です。

原子炉が、地震等の外的事象によって緊急停止に至った場合において、炉心の損傷を回避するためには、最終的な熱の逃がし先を確保したうえで、何万トンもの冷却水を循環させる必要がありますが、そのためには動力源としての電力が供給されることが不可欠です。電力供給ができなくなった場合には、炉心冷却機能を喪失し、炉心損傷に至る可能性が極めて高くなるのです。

しかし、福島第一原発においては、非常時に発電機能を担う非常用ディーゼル発電機とその付属設備は、すべて、建屋の立地高さである O.P. + 10m 以下に設置されていました。さらに、これらの機器が設置されているエリアには、水密化等、浸水に対する防護策が十分に行われていませんでした。

したがって、建屋の立地高さを超える、すなわち O.P. + 10メートルを超える津波が発生した場合には、主要建屋の地上階は被水し、地下階の施設には海水が流れ込み、重要機器が浸水することは明らかでした。

このように考えれば、本件における被告らの予見の対象が、O.P. + 10メートルを超える高さの津波と解すべきであることは当然です。

3 次に、被告国は、「SBO (Station Black Out = 全交流電源喪失) を含むシビアアクシデント対策」は、これまで法規制の対象とされてこなかったから、被告国が被告東電に措置命令を出すなどの権限を行使する権限はなかったと主張しています。

しかし、先ほど述べたとおり、電力供給機能を維持することは、原子力発電所の安全のために必要不可欠です。原子力発電所は、冷却水の循環が滞り、核分裂

反応と原子炉の冷却の熱バランスがわずかでも崩れれば、数秒、数分のうちに制御不能となってしまうのですから、被告東電は、非常用電源設備等の機能喪失によって電源を失うことがないように、万全の対策を施す義務を負っていました。また、被告国は、福島第一原発において電源を喪失することがないように、十分な安全基準を設け、被告東電がそれに従うよう監督し、不十分であればその安全対策を訂正、適合させる義務を負っていたのです。被告らのこのような義務を、本書面では「電源保持義務」と呼んでいます。

このような電源保持義務は、法令によっても具体化されていません。

まず、電気事業法 39 条は、事業用電気工作物についてその設置者が維持しなければならない技術基準を経済産業省令で定めることとしており、発電用原子力設備についてのこの技術基準を定めた省令が、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令です（以下「省令 62 号」といいます。）。

省令 62 号 33 条 4 項は、非常用電源設備及びその附属設備が備えるべき技術基準として、第 1 に「多重性又は多様性、及び独立性」を有することを要求し、複数設置された電源設備の機能が、複数同時に失われることがないように対策をすることを求めています。

そして第 2 に、それでも防止できない事態によって、複数設置された機器のひとつに故障が発生した場合であっても、残った機器で十分な電力が供給できる容量を持つことが要求されています。

このように、「多重性又は多様性、及び独立性」は、原子力発電所の電力供給機能を維持するために法令で要請されている極めて重要な対策です。この条項は、電気事業者の電源保持義務を具体化した基準に他ならないのであって、原子力発電所において電力供給機能を維持することは、法令上も当然の義務として規定されていたのです。しかし、結果的に本件では、省令 33 条 4 号の要求に反して、非常用電源設備等の多重性、多様性、独立性が不十分であったことから、複数の機器が同時に機能喪失し、炉心の冷却機能を失う事態が起きてしまったのです。

4 以上述べたとおり、被告国の主張は、いずれも理由がないものです。

第 2 第 28, 29 準備書面について

1 原告らは将来の健康被害の可能性を回避するため

に避難をしました。第 28, 29 準備書面は、このような原告らの避難が社会的に相当なものであり、本件事故との間に相当因果関係がある、という点について述べるものです。

特に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（以下、「WG」という。）が取りまとめた報告書（WG 報告書）に依拠した東電の主張について、2 つの観点から反論をしています。

2 第 28 準備書面について

第 28 準備書面では、WG 報告書の趣旨・目的を被告東電がいかに自己の主張に都合よく曲解しているか、について述べています。

東電は、WG 報告書を根拠に、避難指示があった年間放射線量 20 ミリシーベルトの地域に限り、避難の相当性があると主張しています。

まず、原子力災害対策本部は、区域再編の発表において、WG は避難指示の「区域見直しの検討」のために設けたと、明確に述べています。ここで強調しておかなければならないことは、「避難指示区域の再編」とはきわめて政治的・政策的な判断であるということです。WG 報告書においても、「被ばく線量を減らすことに伴う健康や心理的安心感などの便益と、放射線を避けることに伴って起きる、避難・移住による経済的被害やコミュニティの崩壊、職を失う損失、生活の変化による精神的・心理的負担等の悪影響の双方を考慮に入れるべきである。」と述べています。また WG の会議においても、「白か黒かどこかで線が引けている問題ではなくて、グレーゾーンもある中で、それでもどこかに線を引かなければならないということに我々は直面している」と述べられています。このように、「避難指示区域の再編」とは、あらゆる利益と不利益を総合考量して、「線引き」をするという極めて政治的・政策的判断なのです。

そして、そのような政治的・政策的判断に基づく「線引き」は「被ばくの“限度”を示したもの」でも、「安全」と「危険」の境界を意味するもの」でもない、と WG 報告書は明確に述べているのです。

このように、避難指示区域は原告らの将来の健康被害の可能性とは関係のないものです。避難指示区域の再編のために設置され、取りまとめられた WG 報告書を引用して、東電は、あたかも 20 ミリシーベルト以下であれば健康被害が無いことが科学的に立証されているかのような印象付けに用いています。しかし、そ

れはWG報告書の趣旨・目的を見誤って、自己の結論に都合よく曲解したものなのです。

3 第29準備書面について

(1) 今述べましたように、WG報告書は原告らの避難の相当性を否定する根拠にはなりません。しかし、WGの議論では、原告らの避難の相当性に関わる事情も多く触れられています。現に被告東電は、WG報告書の趣旨を離れて、記載の一部を取り上げて、科学的に立証されているかのように自己の主張に都合よく引用しています。そこで第29準備書面では、組織としてのWGやWG報告書自体の問題点について述べています。

(2) まず、WG構成員の選任方法や位置づけが不明瞭であるという問題点があります。そして何よりも、WG構成員の指名権者やWG報告書の取りまとめ役である共同主査の活動歴、著作、メディアでの発言等から、明らかに低線量被ばくによる健康被害について否定的な立場であり、構成員の偏りは明らかなのです。

(3) 次にWG報告書自体の問題点について述べます。

WG報告書の根本的な問題点として、科学的に不確実なものに対する謙虚さを欠き、予防的な観点が欠落していることです。WGの議論過程では、「低線量の被ばくの影響というのは、ないというのではなく、よくわからないというのが正しい訳でして」であるとか、「すべてが解明されているわけではないという、ある種、科学に対する謙虚さから考えても、(中略)そこは予防的な対策を取るべきである」などと、予防的観点の重要性について指摘する議論が多くなされました。それにもかかわらず、それらの議論は反映されずに、WG報告書では、「科学的知見」にこだわる姿勢が示されます。

このような科学に対する謙虚さを欠く基本姿勢は、低線量被ばくによる健康影響のリスクの不当な過小評価につながっています。例えば、今なお続く科学的争点について、自己の結論を根拠づける調査例や特定の見解のみを取り上げて、それが国際的合意であるかのように説明します。

また、被ばくするか否か選択する機会も与えられず、何の利益もない原告らの被ばくを、喫煙、肥満、野菜不足や医療被ばくなど自発的に選択できる他の発がん要因と比較するという、不適切な比較をしています。その上で、「20ミリシーベルトは他の発がん要因の影響に隠れてしまうほど小さい」と断定的判断をし、そ

のような国際的合意などないにもかかわらず、「国際的合意である」と誤った事実を述べているのです。そして、「20ミリシーベルトは他の発がん要因と比較しても十分に低い水準」であるから、放射線防護措置の「スタートラインとしては適切である」という結論に結び付け、政策判断の問題である避難指示と健康リスクの問題とを混同するという、二重、三重の誤りを犯しているのです。

(4) 以上のように、WG報告書は低線量被ばくによる健康影響について偏った構成員によって、予防的な観点を欠落させたまま、低線量被ばくによる健康影響を不当に過小評価し、危険性がないかのような印象付けをしています。このような多数のかつ大きな問題点を有するWG報告書に依拠した東電の主張は、原告らの避難の相当性を否定する根拠にはならないことは明らかです。

以上



第4回「福彩訴訟原告交流会」

福彩支援事務局

6/22の第11回期日に先だって、第4回福彩訴訟原告交流会が開かれ、浪江町と南相馬市原町区から避難中の二名の原告が参加されました。

南相馬市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は7月12日に解除となりますが、「除染といっても住宅地だけで、山はそのまま。山から放射性物質が流れてくればきりが無い。とてもじゃないけど帰られるものじゃない。若い人は帰らないし、店を作ったって客がこない。学校、医療、福祉…いったいどこまで出来るのか。何のために帰るのか。家にいてじっとしているだけなんて、若い人には無理でしょう」。

避難者支援に取り組んでいる事務局メンバーから、「つまり、あれは除染ではなく移染なんですよ」と補足がありました。

「3.11当日は「原発が危ない」というアナウンスも、原発周辺の道路規制もなかった。大熊町や双葉町には連絡があったらしいが浪江町には何の連絡もな

く、原発のすぐ近くを車で通ったりしていた。「ここは通るな、あそこ通れ」といったマップが出たのは、原発事故が公表された後のことで、いま考えると本当に怖ろしいことをしていた。

それが一転して、翌3月12日から「避難」となった。わたしたちのことを“危険じゃないのに勝手に逃げた”という人がいるけれど、とんでもない。“危険なのに逃げさせてもらえなかった”んです。危険だという情報を与えられないまま、最初の二日間で被ばくさせられ、その後の避難でもかえって放射線量の高い場所へと追いやられた。「人命なんてどうでもいい」と考えていたのだろうか。国と東電の管理体制はズサンすぎる。福彩訴訟では、地震・津波の予測ができたか、という“事故前”の責任に焦点が絞られているように思うが、“事故後”の国と東電の対応とその責任も追及すべきではないでしょうか」

「事故後は山形に一ヶ月間避難して、そして埼玉県の越谷に来ました。ここ2年間は南相馬市に帰っていません。浜通り（福島県沿岸部）に沿っていわき市などへの移住が進み、土地の値が上がって地元の方とのあつれきを生んでいる。その一方で、南相馬市の人たちも不安をかかえて暮らしていると思います。でも、出たって職もない。補償もない。心配だけど移るわけにいかないんです」

「福島原発事故の避難者の問題は、憲法22条が定める居住、移転、職業選択の自由の侵害だ。国も東電も、早く“なかったことにしたい”のが本音だろうが、この事故の責任追及と始末は徹底的にやらなければいけない」

「浪江、双葉、大熊はもう無理かも…。自然はもとのままなのに、帰れない。住む気もない。」

「除染対策として野菜を作るって話も聞くね。単なるPRじゃなければいいけれど…」

出る人も、残る人も、いわれなく生活の基盤を破壊されたという点で被害は同じ。少なくとも両者にひとしく生活再建に見合う補償が行われなければならないはず。白熱した議論を通して、参加した原告側弁護士と支援者にも、いくつもの課題が課せられた原告交流会でした。

福彩訴訟——これからの展望

北浦恵美（福島原発さいたま訴訟を支援する会代表）

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月18日の第1回期日から2年1か月が経ち、これまで11回の口頭弁論期日が行われ、次回8月10日午後3時より、第12回目の期日を迎えます。

この間、「傍聴席を満席にする」という支援する会として一番大切な役割を果たすべく、会員の皆様にご協力をいただけてきました。本当にありがとうございました。

これまで、被害者自身の言葉で語られる原告陳述、弁護団の熱のこもった東電と国の責任を追及する書面の陳述、弁護団陳述をさせまいとする東電の不遜な対応等々、傍聴の場でしかわからない様々な場面が法廷で繰り広げられてきました。

多くの人々の生活を根底から奪うという未曾有の被害。その責任と原因追究、被害賠償、2度と繰り返さないこと、これらがうやむやにされることがあってはなりません。この裁判は、一人一人の被害者が、国と東電に対し、それらすべてを求めるものです。

現在、20世帯68名の原告の方々が闘っていらっしゃいます。昨年度から、裁判期日前等に原告交流会を開き、昼食を共にしながらの懇親会を開いています。裁判への期待や不安、政府や東京電力への怒り、近況など、をお伺いし、弁護団から説明をしてもらい、と交流をしています。

もう帰れない、帰ったって、山も川も汚染されたまま、家だけ除染した、と言われても、見た目はきれいになっても、ねえ。帰ってみると、ほんと見たところは昔と変わらないんだよ、でもね、と語られる言葉の中に、どれだけの無念で理不尽な想い・哀しみがこめられているでしょう。

被害者の言葉にこそ、真実があります。その言葉に耳を傾けることでしか、これからの未来は築けないはずです。

それなのに、この2年の間、次々と出される原発安全審査、川内原発の再稼働、自主避難者に対する唯一の支援策だった住宅の無償提供の打ち切り、「帰宅困難区域」を除く地域の避難指示解除、避難慰謝料の打ち切りなど、原発事故を忘れようとしているとしか思えないような理不尽な政策の数々。

決して許されることではありません。

原発事故と放射能汚染によってふるさとを、仕事を奪われ、避難を強いられている方々は、怒りと悲しみとこれからの生活への不安・困窮に襲われながら、闘っています

これから、**原告の皆さんと弁護団の闘いは、正念場を迎えます。**裁判では、一人ひとりの被害に向き合い、事故の責任を追及する丁寧な主張を積み重ねています。これまで、国と東電らの原発事故に対する極めて重大な責任を一つひとつ丁寧に論証してきました。これから、避難の正当性につき、一人一人の被害の甚大さを、生活に与えた打撃を訴えていきます。東電は、事故後に設定された20ミリシーベルトを盾に、避難の必要性の有無についてあきれた主張をしてくれています。1ミリシーベルトだった基準を突然20倍に引き上げたのは、ご都合主義以外の何物でもありません。

これ以上、被害者の皆さんが政府のご都合主義に振り回され、精神的に追い打ちをかけられるような状況を許してはならない。司法の場で、一人一人の権利がないがしろにされるようなことがあってはならない。原告の皆さんと弁護団と共に、満席の傍聴席から、この裁判を見守っていきましょう。

毎回の期日の際に、足を運んでくださる支援の会の皆様の言葉をお聞きし、想いを同じくする仲間が多くいることに本当に勇気づけられます。この裁判は、私たち自身に関わる裁判である、と思います。

裁判所に公正な判決を求める署名集めも始めました。第1次集約は9月末とします。改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。

支援する会も結成後2年が過ぎ、次回期日**8月10日**の裁判終了後に総会を開いて、会員の皆様に、この1年の活動報告、会計報告を行い、今後1年の活動方針について議論をしたいと思っています。ぜひ、皆様足をお運びください。

8/10 福彩訴訟期日と

福彩支援・年次総会のお知らせ

【福島原発さいたま訴訟第12回口頭弁論】

8月10日(水) 14時30分開廷

さいたま地裁101号法廷

※傍聴券が配られる予定です。

14:20までにさいたま地裁B棟前においでください。

終了後、弁護団主催の報告集会と**福彩支援総会**を開催します。

➔ **場所：埼玉総合法律事務所3階会議室**

☞ **報告集会**

内容 → 口頭弁論期日の説明、原告側の主張の概要

☞ **福島原発さいたま訴訟を支援する会総会**

- ・ 2015年度の活動報告
- ・ 規約と役員人事
- ・ 会計報告
- ・ 会計監査報告
- ・ 2016年度活動方針の確認

【2016年度・福彩支援活動方針】

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

【福島原発さいたま訴訟を支援する会 規約】

第1条(名称)

この会は「福島原発さいたま訴訟を支援する会」(略称: 福彩支援)という。

第2条(目的)

この会は、福島原発さいたま訴訟を支援することを目的とする。

第3条(会員)

この会の構成員は、上記の目的に賛同し年会費一口1,000円を納入する個人及び団体をもって構成する。

第4条(役員)

この会は、総会において会員から次の役員を選出する。

代表 1名

会計 2名

会計監査 1名

運営委員 若干名

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

この会は、活動推進のため年1回の年次総会、(→ p.8へ)

福彩訴訟の経緯と活動報告 (2016/8/10現在)

2014/3/10 福島原発事故で故郷を追われ埼玉に避難した被災者6世帯16名が、国と東電を相手どった損害賠償請求訴訟(福島原発さいたま訴訟/略称:福彩訴訟)をさいたま地裁に提訴

2014/5/21 福井地裁、関西電力大飯原発3,4号機の運転差し止めを命じる歴史的判決

2014/6/18 さいたま地裁101号法廷(脇由紀裁判長)にて福彩訴訟・第1回口頭弁論。一般傍聴席33席に対して50人以上の傍聴希望者が集まる。「福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)」の結成集会を開催

2014/7/26 福彩支援ニュース第1号発行

2014/9/24 福彩訴訟・第2回口頭弁論。東電側代理人が「責任論云々の論議は必要ない、損害論の方を早く進めたい」と陳述し原告側が強く反発。以降、裁判終了後に報告集会と懇親会を開催

2014/11/5 福彩支援ニュース第2号発行

2014/11/14 飯館村民救済申立団による原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)申立に約3000人の飯館村民が参加

2014/12/10 福彩訴訟・第3回口頭弁論

2015/1/15 福彩支援ニュース第3号発行

2015/1/19 福彩訴訟・第2次追加提訴。第一次訴訟の原告と合流し、原告者数は13世帯46名に

2015/2/18 福彩訴訟・第4回口頭弁論

2015/3/28 ドキュメンタリー映画「日本と原発」。当会を含む11団体が上映実行委員会を作り、市民会館うらわにおいて上映会を開催。入場者数315名

2015/4/9 福彩支援ニュース第4号発行

2015/4/22 福彩訴訟・第5回口頭弁論

2015/6/17 福彩支援ニュース第5号発行

2015/7/1 福彩訴訟・第6回口頭弁論

2015/7/31 東京地検が二度不起訴とした東電の勝俣恒久元会長ら旧経営陣三人について、業務上過失致死傷罪で起訴すべきとする二回目の議決を東京第五検察審査会が公表

2015/8/17 福彩支援ニュース第6号発行

2015/8/25 福彩訴訟・第3次追加提訴。追加提訴の原告は7世

帯21人。通算の原告数は20世帯68人に。

2015/9/2 福彩訴訟・第7回口頭弁論。福彩支援年次総会。

2015/10/29 福島原発避難者の発の全国横断組織「『避難の権利』を求める全国避難者の会」結成

2015/11/9 福彩支援ニュース第7号発行

2015/11/25 福彩訴訟・第8回口頭弁論

2016/1/17 福彩支援ニュース第8号発行

2016/1/27 福彩訴訟・第9回口頭弁論。「津波高15m超は想定外だった」と言いつづける東電が、じつは「津波対策は不可避」と想定していた内部文書を原告弁護団が入手、公開。対応を先送りした東電の重過失が明るみに。裁判に先立って、第1回福彩訴訟原告交流会(原告3名が参加)

2016/2/13 全国の福島原発事故集団訴訟の原告団が連携をめぐらして「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」を結成

2016/2/18 福島原発事故で福島県から京都市内に自主避難した家族が、仕事を失った上に精神疾患を発症したとして、東電を相手取った損害賠償請求訴訟で、京都地裁(三木昌之裁判長)は、3,000万円の支払いを東電に命じる。「自主避難者」に対する東電の賠償責任が認められた初めての判決

2016/3/1 福彩支援ニュース第9号発行

2016/3/20 当会も参加し上映実行委員会形式で「日本と原発」の続編となるドキュメンタリー映画「日本と原発 4年後」を上映(市民会館うらわ)。入場者数212名
上映に先立って第2回福彩訴訟原告交流会(原告3世帯10名が参加)

2016/4/13 福彩訴訟・第10回口頭弁論
裁判に先立って第3回福彩訴訟原告交流会(原告3名が参加)
報告集会、事務局会議で「福島原発さいたま訴訟の公正な判決を求める署名」のスタートを決定(第1次集約:2016年9月末)

2016/6/6 福彩支援ニュース第10号発行

2016/6/22 福彩訴訟・第11回口頭弁論
裁判に先立って第4回福彩訴訟原告交流会(原告2名が参加)

2016/6/30 「福彩支援」の会員数が180名に

2016/7/25 福彩支援ニュース第11号発行

2016/7/12 政府、南相馬市において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域を一方的に解除

2016/8/10 福彩訴訟・第12回口頭弁論。福彩支援年次総会

役員などによる月例会を開催する。

本規約の改定は総会の承認を得る。

第6条(会計)

この会は、会費およびカンパなどによって運営する。

会計年度は7月1日から翌年6月30日とする。

決算報告は総会の承認を得る。

第7条(所在地)

この会の所在地は、会計担当者の住所とする。

第8条(設立と施行)

設立日 2014年3月30日

施行日 2014年3月30日

改定日 2015年9月2日

福島原発さいたま訴訟を支援する会 役員(2016/8/10)

代表 北浦 恵美

会計 内田 ちか・森 斌

会計監査 前田 妙子

運営委員 愛甲 裕・猪俣 正

(50音順) 岡本 卓大・桂川 潤

川村 由香・小林 哲彦

前田 俊宜・松浦麻里沙

湯澤 安治・吉廣 慶子

「福島原発さいたま訴訟を支援する会」会員

2016.06.30 現在 180名

都道府県・埼玉県市町村	会員数
東京都	11名
神奈川県	6名
千葉県・宮城県・福島県・大阪府	1名
埼玉県	159名
さいたま市	57名
所沢市	29名
久喜市	12名
三郷市・川越市	6名
新座市	5名
川口市・戸田市	4名
上尾市・秩父市・越谷市・加須市・朝霞市・志木市	3名
ふじみ野市	2名
蕨市・吉川市・羽生市・蓮田市・入間市・狭山市・日高市 飯能市・北本市・春日部市・和光市・長瀨町・伊奈町 皆野町・三芳町・寄居町	1名

福島原発さいたま訴訟を支援する会 決算報告

2015. 7. 1~2016. 6. 30

収入

項目	金額
前年度繰越	598,683
会費	160,000
カンパ	94,000
「日本と原発」上映実行委員会より	1,9750
その他(預金利子)	80
合計	872,513

支出

項目	金額
ニュース発行(No.6~10)	96,578
裁判資料作成(7~11回)	14,544
通信費	27,086
原告の集い(1~4回)	18,502
その他(懇親会茶菓子等)	30,000
合計	186,710

残額: 872,513-186,710=685,803 は次年度に繰越します

上記のとおり報告致します

2016年7月1日

代表 北浦 恵美

会計 内田 ちか・森 斌

会計監査 前田 妙子



支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名: ゆうちょ銀行/金融機関コード: 9900/店名: 〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番: 019/預金種目: 当座/口座番号: 0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称: 福彩支援)

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com

tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582